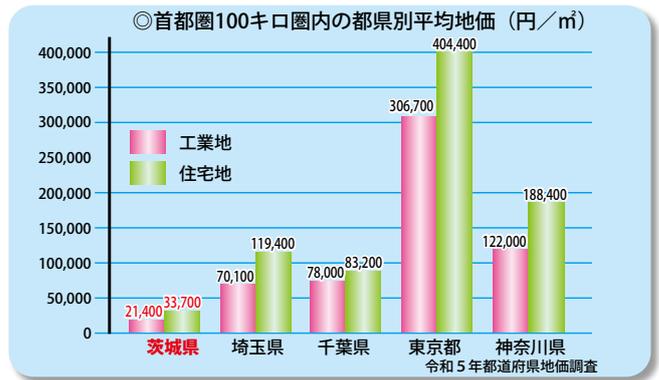


ATTRACTIVE KAMISU

東京に近くて便利、なのに安い地価

首都圏にあって茨城県の土地は格段に安い！
 神栖市内で分譲中の奥野谷浜工業団地は都心から80km圏内に位置し分譲価格は23,000円/㎡。(R6.4.1現在 分譲中面積4.0ha)利便性に優れたローコストな用地が確保できます。
 ※平成27年4月から工場立地法に基づく緑地面積率を「10%以上」に緩和しました。

産業に魅力的な神栖市



計画先行型のコンビナート、だから質の高いインフラ・ユーティリティーが実現

鹿島港を中心に整備された工業団地は、広い緑地帯を設けた住・工分離のレイアウトが特徴です。用排水設備や、電気、ガス等の供給体制も万全です。



- 工業用用水：基本料金20～45円/㎡
- 上水道：基本料金700円～
- 下水道：水量料金36円/㎡、水質料金21～116円/㎡
- 電力：66kV特別高圧対応可 都市ガス：供給可

工業用水

種別	使用水量別単位	料率
基本料金	基本使用量1㎡につき	20円～45円
特定料金	特定使用量1㎡につき	20円～45円
超過料金	超過使用量1㎡につき	40円～95円

- ・基本使用水量…給水の申込時に承認を受けた1日当たりの使用水量
- ・特定使用水量…基本使用水量を超えて使用することの承認を受けた1日当たりの使用水量
- ・超過使用水量…基本使用水量及び特定使用水量を超えて使用した水量

下水道 (水質料金 料率)

汚水の濃度 (F値)	120未満	120以上 240未満	240以上 360未満	360以上 600未満
料率	21	32	42	53
汚水の濃度 (F値)	600以上 840未満	840以上 1080未満	1080以上 1320まで	
料率	74	95	116	

水質料金=水量×F値
 $F値 = (B + C) / 2 + S + 6N$
 (B=BOD(ミリグラム/L), C=COD(ミリグラム/L)
 (S=SS(ミリグラム/L), N=Oil(ミリグラム/L))

カーボンニュートラル

市内では、風力発電設備やバイオマス発電所、太陽光発電設備が数多く立地するなど、カーボンニュートラル社会の実現に向け様々な取り組みが行われています。また、鹿島港では脱炭素化推進計画を策定し、次世代エネルギーの拠点化を目指し取り組みを展開しています。

風力発電設備

現在、陸上と海上を合わせて41基が稼働(2024年7月現在)しており、港湾区域内に設定された「再生可能エネルギー源を利活用する区域」(680ヘクタール)には、新たに19基の設置が予定されています。また、鹿島港外港埠頭は太平洋側唯一の基地港湾に指定されており、市内には作業員の訓練施設(GWO)も立地しています。

バイオマス発電所

鹿島臨海工業地帯の送電網を活用した木質、PKS、パーム油を燃料とするバイオマス発電所が多数立地しています。

太陽光発電設備

平坦な地形、温暖な気候により安定した日照が確保でき、市内には事業用、家庭用の数多くの太陽光発電設備が設置されています。また、家庭用太陽光発電設備と蓄電システムの設置には補助金を交付し支援しています。

カーボンニュートラルレポート

鹿島港では、カーボンニュートラルレポートを目指し鹿島港港湾脱炭素化推進計画を策定しました。この計画では、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図り、コンビナート内の需要をベースとして次世代エネルギーのサプライチェーンの拠点化を目指し、様々な取り組みを展開しています。



立地企業支援制度のご案内

神栖市は立地企業のパートナー

固定資産税の課税免除

市内において事務所等を新增設した法人または個人に対し、新增設に係る家屋、家屋の敷地部分の土地、償却資産について、固定資産税を課すことになった年度以降3年間に限り、右記のとおり固定資産税を免除します。

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例 適用期間:令和9年3月31日

対象エリア	市内全域
対象業種	全ての業種(風俗営業等を除く)
対象資産	新增設した家屋、償却資産、家屋部分の土地
税の免除割合・免除期間	100%・3年間
その他の条件	工業団地等以外は従事者の増員要件あり(新たに5人以上、うち市民3人以上の増員が必要)

工場緑地等の面積率の緩和

工場立地法に基づく工場緑地等の面積率を緩和しています

対象地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域	10%以上	15%以上

神之池東部、神之池西部、高松、波崎第1、奥野谷浜の各工業団地内に立地する事業所は、工業団地の共通施設である緑地等を団地特例により敷地面積に応じ算入することができます。

茨城県の制度

■事業所等の新增設に伴う不動産取得税が免除されます。 ■適用期間:令和9年3月31日
■詳しくは「いばらきの工業団地」HPをご覧ください。 <https://www.indus.pref.ibaraki.jp/>

鹿島港定期コンテナ航路利用助成制度のご案内

定期コンテナ航路

航路	寄港	船舶代理店(集荷代理店)
国際フィーダー航路	常陸那珂 — 鹿島 — 横浜・東京 (水曜日寄港)	鹿島港湾運送(株) (0299-94-3308)
	常陸那珂 — 鹿島 — 横浜・東京 (金曜日寄港)	
韓国定期コンテナ航路	釜山 … 清水 — 常陸那珂・鹿島 — 仙台 … 釜山 (週1便)	

1. 新規利用支援

～新たにご利用されます企業の皆様へ～

対象等: 鹿島港において、輸出入の実績のない荷主が行う輸出入コンテナ貨物が対象となります。既に鹿島港を利用している荷主についても、新規ルートでの輸出入コンテナ貨物は対象となります。
助成額: コンテナ1本当たり 輸出1万円、輸入1万5千円 ※その他 加算メニューあり
助成上限: 1ルート 200万円

2. 継続利用支援

～既にご利用いただいている企業の皆様へ～

対象等: 鹿島港の利用実績のある荷主が取り扱う輸出入コンテナ貨物のうち、ルート毎に前年同期(四半期単位)から増加したコンテナ貨物を対象に助成します。
助成額: コンテナ1本当たり 輸出5千円、輸入8千円 ※その他 加算メニューあり
助成上限: 1ルート 200万円

3. 大口荷主支援

～既にご利用いただいている企業の皆様へ～

対象等: 鹿島港の利用実績のある荷主が取り扱う輸出入コンテナ貨物のうち、1ルートで年間一定の本数以上となるコンテナ貨物を対象に助成します。
助成額: 100本: 20万円 200本: 50万円 300本: 100万円

※1. 2. 3. とあわせて1社当たり400万円まで

4. 新規航路開設支援

～航路の開設等を行う船社様へ～

対象等: 航路の開設、増便又は延伸等により、1. 2. に該当するコンテナ貨物に対して助成します。
助成額: コンテナ1本当たり3千円 助成上限: 100万円

5. 新規利用企業開拓支援

～鹿島港のコンテナ貨物増加に寄与したフォワーダー様へ～

対象等: 鹿島港の新規利用を提案するなどして、当港を利用したコンテナ貨物を増加させることに寄与した実績に応じて助成します。
助成額: 新規利用の該当助成額の2割 助成上限: 100万円

(2024年11月現在)

■詳しくは「鹿島港振興協会HP」をご覧ください。

